

別紙 4

医療従事者標準数計算式

A : 1 日平均入院患者数計	B : 1 日平均外来患者数計
C : 診療科別 1 日平均入院患者数 (歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科)	
D : 診療科別 1 日平均外来患者数 (歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科)	
E : 診療科別 1 日平均外来患者数 (耳鼻咽喉科、眼科、精神科)	
F : 診療科別 1 日平均外来患者数 (外来リハビリテーション診療科 1 又は 2 の対象患者)	
H : 一般病床 1 日平均入院患者数	I : 療養病床 1 日平均入院患者数
J : 精神病床 1 日平均入院患者数	K : 感染症病床 1 日平均入院患者数
L : 結核病床 1 日平均入院患者数	M : 1 日平均収容新生児数
N : 外来患者の取扱処方せん数	

1 医師

① 標準

ア 療養病床が 50 % 以下の病院

$$\left(\frac{A-C-I-J}{1} + \frac{I+J}{3} + \frac{B-D-E-F}{2.5} + \frac{E}{5} - 52 \right) \div 16 + 3$$

イ 療養病床が 50 % を超える病院

$$\left(\frac{A-C-I-J}{1} + \frac{I+J}{3} + \frac{B-D-E-F}{2.5} + \frac{E}{5} - 36 \right) \div 16 + 2$$

② 医大附属病院または病床 100 床以上で内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院

ア 療養病床が 50 % 以下の病院

$$\left(\frac{A-C-I}{1} + \frac{I}{3} + \frac{B-D-E-F}{2.5} + \frac{E}{5} - 52 \right) \div 16 + 3$$

イ 療養病床が 50 % を超える病院

$$\left(\frac{A-C-I}{1} + \frac{I}{3} + \frac{B-D-E-F}{2.5} + \frac{E}{5} - 36 \right) \div 16 + 2$$

③ 特定機能病院

$$\left(\frac{A-C}{1} + \frac{B-D}{2.5} \right) \div 8$$

計算規則 1 各 $\left[\frac{\quad}{\quad} \right]$ 単位の計算結果は、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

計算規則 2 () の計算結果が、「0」以下の場合は () の計算結果を「0」とする。

* C 及び D だけの場合、無条件に「0」とする。(A-C 及び B-D が共に「0」の場合)

2 歯科医師

① C または D が共に「0」の場合 「0」

② C または D のみの場合 $\frac{(C-52)}{16} + 3 + \frac{(D-20)}{20}$

③ C または D 以外に患者数がある場合 $\frac{(C-16)}{16} + \frac{(D-20)}{20}$

④ 特定機能病院 $\frac{(C-8)}{8} + \frac{(D-20)}{20}$

- 計算規則 1 各割り算の計算結果は、小数点第 2 位を切り捨てる。
 計算規則 2 「C > 0」または「D > 0」で、最終的な計算結果が「0」の場合「1」とする。
 計算規則 3 _____の計算結果が、「0」以下の場合、_____の計算結果を「0」とする。
 計算規則 4 最終的な計算結果は、小数点第 1 位を切り上げた整数値とする。

3 薬剤師

① 標準

$$\left\lfloor \frac{I+J}{150} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{A-I-J}{70} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{N}{75} \right\rfloor$$

- ② 医大附属病院または病床 100 床以上で内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院

$$\left\lfloor \frac{I}{150} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{A-I}{70} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{N}{75} \right\rfloor$$

- ③ 特定機能病院 必要数：A ÷ 30 標準数：調剤数 ÷ 80

計算規則 1 各（ ）単位の計算結果、及びその他の割り算の計算結果は、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

計算規則 2 最終結果は、小数点第 1 位を切り上げた整数値とする。

計算規則 3 A 又は調剤数が「> 0」で、計算結果が「0」の場合「1」とする。

4 看護職員

① 標準

$$\left\lfloor \frac{I+J+L}{4} + \frac{H+K+M}{3} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{B-F}{30} \right\rfloor$$

- ② 医大附属病院または病床 100 床以上で内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院

$$\left\lfloor \frac{I+L}{4} + \frac{A-I-L+M}{3} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{B-F}{30} \right\rfloor$$

- ③ 特定機能病院

$$\left\lfloor \frac{A+M}{2} \right\rfloor + \left\lfloor \frac{B}{30} \right\rfloor$$

計算規則 1 各（ ）単位の計算結果は小数点第 1 位を切り上げた整数値とする。

計算規則 2 各（ ）単位の計算結果が 0 で、分子が「> 0」の場合は、各（ ）位の計算結果を 1 とする。

計算規則 3 歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科においてはその適当数を歯科衛生士とすることができる。

計算規則 4 精神病床を有する病院（医大附属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く）または病床 100 床以上で内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科を含む病院（特定機能病院を除く））については、当分の間、 $(J/4) - (J/5)$ の数を看護補助者とすることができる。

5 助産師（産婦人科、産科の各 1 日平均入院患者の合計が「> 0」） 「1」

6 栄養士（病床数の合計が 100 床以上の病院） 「1」

7 管理栄養士（特定機能病院） 「1」

8 看護補助者

$$I \div 4$$

計算規則 1 各割り算の計算結果は、小数点第 1 位を切り上げて整数値となる。

計算規則 2 各割り算の計算結果が「0」の場合で、分子のみの計算結果が「> 0」の場合は、計算結果を「1」とする。

療養病床を有する診療所

1 医師 「1」

2 看護職員及び看護補助者

(1) $I \div 4$

又は

(2) $I \div 2$ (ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師とする。)

計算規則 少数点第1位を切り上げて整数値となる。